○財務省告示第三百四十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年九月二十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	七億円	九十六円八十五銭
〃	〃	二十億円	九十七円四銭
〃	第三回	五億円	九十二円七銭
〃	〃	十億円	九十二円十七銭
〃	第四回	三十億円	九十一円
〃	〃	三十億円	九十一円十三銭
〃	〃	三十億円	九十一円十五銭
〃	〃	三億円	九十一円二十銭
〃	第六回	十五億円	九十二円八銭
〃	〃	三億円	九十二円十八銭
〃	〃	一億円	九十二円十九銭
〃	〃	二十二億円	九十二円二十六銭
〃	〃	五億円	九十二円二十八銭
〃	〃	十四億円	九十二円三十三銭
〃	〃	七億円	九十二円三十八銭
〃	〃	二十億円	九十二円四十八銭
〃	〃	二億円	九十二円五十八銭
〃	第七回	七十億円	九十一円六十銭
〃	第八回	二億円	九十一円九十八銭
〃	〃	四億円	九十一円九十九銭
〃	〃	二億円	九十二円八銭
〃	〃	三十九億円	九十二円六銭
〃	〃	十億円	九十二円十七銭
〃	〃	四十六億円	九十二円二十九銭
〃	第九回	十億円	九十二円七十二銭
〃	〃	五十二億円	九十二円九十三銭
〃	第十回	四億円	九十二円二十七銭
〃	〃	十億円	九十二円四十二銭
〃	〃	三億円	九十二円五十三銭
〃	第十一回	百五十億円	九十二円四十九銭
〃	〃	百億円	九十二円六十九銭
〃	第十二回	五億円	九十二円
〃	〃	三億円	九十二円九十三銭
〃	〃	五億円	九十二円一銭
〃	〃	十一億円	九十二円十一銭
〃	〃	四億円	九十二円二十五銭
〃	〃	十億円	九十二円三十六銭
〃	〃	七億円	九十二円三十九銭
〃	〃	十億円	九十二円四十一銭
〃	第十三回	六億円	九十二円九十九銭
〃	〃	三十億円	九十二円五十銭
〃	第十四回	九億円	九十一円七十三銭
〃	〃	二十億円	九十一円七十四銭
〃	〃	十億円	九十一円七十八銭
〃	〃	二十億円	九十一円七十九銭
〃	〃	二十六億円	九十一円八十四銭
〃	〃	十億円	九十一円九十四銭
〃	〃	五十億円	九十三円四十銭
〃	〃	二億円	九十三円四十五銭
〃	〃	九億円	九十三円五十銭
〃	〃	百億円	九十二円五十銭
〃	〃	九十六億円	九十二円五十五銭
合計		一千百四億円	